

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町条例第 10 号

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年設楽町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同条第 5 号中「法第 2 条第 9 項」を「法第 2 条第 10 項」に改め、同条第 6 号中「法第 2 条第 10 項」を「法第 2 条第 11 項」に改め、同条第 7 号中「法第 2 条第 12 項」を「法第 2 条第 13 項」に改め、同条第 8 号中「法第 2 条第 14 項」を「法第 2 条第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年設楽町条例第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル <u>法第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務 <u>法第2条第11項</u>に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(7) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(8) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 特定個人情報ファイル <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。</p> <p>(6) 個人番号利用事務 <u>法第2条第10項</u>に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(7) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(8) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>